

射水市契約後V E方式試行要領

平成25年11月21日

告示第215号

(趣旨)

第1条 この要領は、受注者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案(以下「V E提案」という。)を受け付ける契約後V E方式を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象となる工事は、設計額が3億円以上の工事のうち、民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事であるとともに、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものとする。

2 対象とされた工事については、契約後V E方式である旨を契約書で明記するものとし、契約書に追加すべき項目の記載例は別に定める。

(提案を求める範囲)

第3条 V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる提案は、原則として、V E提案に含めないものとするが、工事の実情に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(2) 射水市建設工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)第18条に基づき条件変更が承認された後の提案

(提案の提出期間等)

第4条 V E提案の提出を受け付ける期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

2 V E提案を受け付ける場合には、次の各号に掲げる事項を記載したV E提案書(様式第1号から様式第4号まで)の提出を求めるものとする。

- (1) 設計図書に定める内容とV E 提案の対比
- (2) V E 提案が採用された場合に考慮すべき事項等
- (3) V E 提案による工事費概算縮減額

3 提案の回数は、原則として1回とするが、工事の実情に照らし適宜対応することができるものとする。

(提案の審査)

第5条 V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価するものとする。

2 V E 提案の審査を行うため、契約後V E 審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置くものとする。

3 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、委員長は第1号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 対象工事を所管する部の次長
- (2) 対象工事を所管する部において、工事の設計積算基準及び技術指導を担当する課の課長
- (3) 対象工事を所管する事業主管課長
- (4) 対象工事を所管する出先機関の長
- (5) その他委員長が必要と認める者

4 審査委員会は、必要に応じて、アドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

(提案の採否の通知)

第6条 発注者は、V E 提案の採否については、原則として、V E 提案書の受領後14日以内にV E 提案採否通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。

2 V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(V E 提案が適正と認められた場合の設計変更等)

第7条 V E 提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる

額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

- 4 V E 提案が適正と認められた後、約款第18条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

(提案内容の保護)

第8条 V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定内容については、特記仕様書に記載し、受注者に周知するものとする。

(責任の所在)

第9条 発注者が、V E 提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない旨を特記仕様書に記載するものとする。

(入札公告及び特記仕様書に明示する事項)

第10条 V E 提案を求める場合において、入札公告又は指名通知書(以下「入札公告等」という。)及び特記仕様書に次の事項を明示するものとする。

(1) 入札公告等

- ア 契約後V E 方式の試行対象工事であること。
- イ V E 提案の方法等の詳細を特記仕様書で明記していること。

(2) 特記仕様書

- ア 第3条、第4条、第5条第1項及び第6条から第9条までに関すること。
- イ V E 提案を提出する際の様式

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年11月21日から施行する。

(別記)

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定に基づき設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。